

用語解説

該当箇所	用語 (五十音順)	解説
14頁	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	アイヌ文化の振興や、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。本法第7条に基づくアイヌ文化の振興等に関する業務を行う者として、(財)アイヌ文化振興・研究機構が指定されている。(平成9年5月に公布、同年7月から施行)
4頁 5頁 6頁	「新しい公共」	人を支えるという役割を、「官」だけが担うのではなく、国民、市民団体や地域組織、企業等のあらゆる立場の人々が協働して担うことにより、「支え合いと活気のある社会」を実現しようという価値観。実現に向けた制度・政策の在り方等について議論を行うため、平成22年1月より「新しい公共」円卓会議が開催され、同年6月には「新しい公共」宣言等を取りまとめた。同年10月からは、その後継組織として「新しい公共」推進会議が開催されている。
5頁 10頁	アーツカウンシル	文化芸術に関する公的助成機関。イギリスやシンガポールなどにおいて導入されており、専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する。日本語では「芸術評議会」などと訳される。(例: イングランド芸術評議会／The Arts Council of England)
8頁 14頁	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の芸術家をある地域に一定期間招聘し、滞在中の創作活動に専念できる環境を提供するもの。芸術家の育成を目的とするほか、地域住民と芸術家の交流や地域の活性化、異文化交流など様々な趣旨により実施される。
15頁 20頁	アートマネジメント	広義には、文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること、狭義には、文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論(企画、マーケティング・資金調達、営業・渉外・広報等のスキルやノウハウなど)を指す。
15頁	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律	海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、基本理念、施策の基本となる事項等について定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、もって世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。(平成18年6月に公布・施行)
10頁	芸術文化振興基金	独立行政法人日本芸術文化振興会に設けられた基金で、政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって我が国の文化芸術活動に対する助成を行うためのもの。同法人が基金の運用、助成対象活動の募集・決定・交付を実施する。
18頁	国民文化祭	国民の文化活動への参加意欲の喚起、新たな芸能・文化の創造の促進、地域の活性化等を目的として、開催都道府県において、音楽、演劇、舞踊、民俗芸能、文芸、美術、生活文化等の分野ごとに、全国から公募又は推薦された団体等による公演、展覧会等を行う文化の祭典。

16頁	子どもの読書活動の推進に関する法律	子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう環境整備を推進することを基本理念とし、「子ども読書活動推進基本計画」の策定、「子ども読書の日」(4月23日)の設定等について規定する。(平成13年12月に公布・施行)
11頁	コンテンツ産業	一般的に、コンテンツとは「様々なメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容」と定義され、コンテンツ産業とは、情報の内容によって対価を産み出す産業とされる。
2頁 20頁	指定管理者制度	文化・スポーツ・福祉等各種公の施設の設置目的を効果的に達成する観点から施設の管理を民間事業者や非営利団体等の法人が代行できるようにした制度(平成15年の地方自治法改正により導入)。美術館・博物館等への導入も多数に及ぶ。
16頁	常用漢字表	法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般社会で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となるもの。平成22年6月に、29年ぶりに「改定常用漢字表」として文部科学大臣に答申がなされ、同年11月、内閣告示として新たな「常用漢字表」が示された。
17頁	私的録音録画補償金制度	デジタル技術の発達により高品質な録音物・録画物が私的使用目的で大量に作成されることで権利者に生じた経済的不利益を補償するための制度(平成4年の著作権法改正により導入)。消費者は、メーカーの協力を得て、DVDやMD等のデジタル録音録画機器・記録媒体の価格に権利者に対する補償金を上乗せした形で当該機器等を購入し補償金を支払う。
13頁	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の驚異から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする条約。昭和47年(1972年)の第17回ユネスコ総会において採択され、平成22年(2010年)8月現在の締約国数は187カ国。
13頁	選定保存技術制度	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣が選定し、その保持者及び保存団体を認定する制度(昭和50年の文化財保護法改正により導入)。
3頁	創造産業	英国(文化・メディア・スポーツ省)による「個々人の創造性や技能、才能に基づくものであり、知的財産の生成及び利用を通して雇用と富を創出する可能性を有する産業」との定義が最も一般的である。対象となる産業分野について、例えば同国では13分野(①広告、②建築、③美術・骨董品、④工芸、⑤デザイン、⑥デザイナーファッション、⑦映画・ビデオ、⑧コンピューター・ゲーム、⑨音楽、⑩舞台芸術、⑪出版、⑫ソフトウェア、⑬テレビ・ラジオ)、シンガポールでは大きく4分野(①芸術、②メディア、③デザイン、④IT・ソフトウェア)に分類している。

3頁 8頁	創造都市	文化芸術の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している。また、国際的には、ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。
12頁	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	「歴史的風致」(地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境)の維持及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。(平成20年5月に公布、同年11月から施行。通称:歴史まちづくり法。文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管。)
17頁	知的財産基本法	新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、関連施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。(平成14年12月に公布、平成15年3月より施行)
6頁 18頁	展覧会における美術品損害に対する政府補償制度	展覧会の開催を支援するため、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその損害を補償する制度。国によって制度の詳細は異なるが、平成23年1月時点において、G8各国では日本とロシアを除く全ての国で導入済み。
20頁	登録美術品制度	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)に基づき、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録し美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的とする制度。平成23年1月1日までに375点(41件)の美術品が登録されている。相続税について、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている(相続税の物納の特例措置)。
8頁	東アジア芸術創造都市(仮称)	毎年アジアの芸術都市を定め様々な文化活動・芸術活動を展開するプロジェクト。平成22年5月の第3回日中韓サミットにおいて、鳩山首相(当時)から中韓両国に対し、東アジア芸術創造都市の実施について提案がなされた。
15頁	文化遺産国際協力コンソーシアム	文化遺産の国際協力に関し、各研究機関の調査研究や保存修復活動の成果等の情報を集積・共有する拠点を形成するとともに、関係省庁・関係機関による連携協力を進めることを目的とする緩やかな連携体組織。海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成18年法律第97号)の成立と時を同じくして平成18年6月に設立された。
—	文化芸術振興基本法	我が国の文化行政の基本法として、文化芸術振興の基本理念、基本施策等を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。「文化芸術の振興に関する基本的な方針(閣議決定)」は本法第7条に基づき策定されるもの。(議員立法により成立し、平成13年12月に公布・施行)

7頁 12頁	文化財登録制度	近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代の文化財(有形文化財、有形民俗文化財、記念物)等を対象とし、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図る制度であり、指定制度より緩やかな保護措置となっている(平成8年の文化財保護法改正により導入)。
2頁 4頁	メセナ活動	芸術文化支援を意味するフランス語(mécénat)。即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として企業が行う芸術文化支援活動。
8頁 11頁 22頁	メディア芸術祭	メディア芸術の創造と発展を図るため、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの各部門において優れた作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供する文化庁の事業。平成9年度より開始され、毎年度各賞の贈呈式、受賞作品展を開催。
15頁	無形文化遺産の保護に関する条約	無形文化遺産の国際的な保護を目的とする条約。平成15年(2003年)の第32回ユネスコ総会において採択され、平成22年(2010年)10月現在の締約国数は133カ国。
16頁	文字・活字文化振興法	我が国における文字・活字文化の振興に関する基本理念等を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。(議員立法により成立し、平成17年7月に公布・施行)
7頁 12頁	歴史文化基本構想	指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的に捉え、保存・活用していくための基本的な構想であり、各市町村において住民等の参画を得て策定する。文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において提言。